

## 世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金交付要綱

令和2年8月24日3世保福政第171号  
令和3年6月24日3世保福政第139号  
令和4年2月28日3世保福政第883号  
令和4年6月24日4世保福政第191号  
令和4年9月14日4世保福政第470号

### (目的)

第1条 この要綱は、区における地域医療の確保を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために専用の病床を確保する事業、発熱、咳等の症状を有する患者を専門的に診察する外来診療又は訪問診療（以下「発熱外来等」という。）を運営する事業、新型コロナウイルス感染症患者等が院内で発生したことにより休診し、又は病床を使用できなくなった病院又は診療所が外来診療又は訪問診療及び病床の使用の再開を前提として経営を継続する事業並びに新型コロナウイルス感染症の回復期以降も引き続き入院を必要とする患者の転院を受け入れる事業を行う区内の病院、診療所等に対し支払う世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (通則)

第2条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）に定めるところによる。

### (用語の定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 感染症指定医療機関 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関をいう。
- (4) 東京都感染症診療協力医療機関 東京都感染症診療協力医療機関設置・運営要綱（平成20年3月4日19福保健感第673号）に基づき東京都知事が指定する感染症診療協力医療機関をいう。
- (5) 東京都感染症入院医療機関 東京都知事が指定する感染症入院医療機関をいう。
- (6) 重点医療機関 東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関整備要領（令和2年5月1日2福保健感第363号）に基づき東京都知事が登録する東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関をいう。
- (7) 協力医療機関 東京都新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関整備要領（令和2年8月3日2福保感事第435号）に基づき東京都知事が登

録する東京都新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関をいう。

- ( 8 ) 発熱外来 発熱、咳等の新型コロナウイルス感染症(感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の疑似症状を有する患者を主に扱う医療をいう。
- ( 9 ) 新型コロナウイルス感染症患者等 新型コロナウイルス感染症に感染している者及びその疑いがある者をいう。
- ( 10 ) 新型コロナウイルス感染症回復後患者 国の示す新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした入院患者をいう。
- ( 11 ) 介護老人保健施設 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。
- ( 12 ) 介護療養型医療施設 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。
- ( 13 ) 介護老人福祉施設 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。
- ( 14 ) 重症 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業一類感染症等の患者発生時に備えた臨時的対応に関する研究において発行されている「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き(以下「診療の手引き」という。)」にて定義されている重症度における重症をいう。
- ( 15 ) 中等症 「診療の手引き」にて定義されている重症度における中等症 をいう。

( 補助金の交付の対象となる事業 )

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行う次に掲げる事業とする。

- ( 1 ) 院内において、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れて入院治療を行うための病床を確保し、区民を受け入れる事業
- ( 2 ) 発熱外来等を運営する事業
- ( 3 ) 外来診療又は訪問診療(以下「外来診療等」という。)の一部又は全部を1日以上休診した病院又は診療所が、当該休診の期間中の施設の経営を継続する事業
- ( 4 ) 病床の一部又は全部を1日以上使用することができなかった病院又は診療所が、病床の使用の停止の期間中の施設の経営を継続する事業
- ( 5 ) 新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関(以下「入院受入医療機関」という。)より、新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院等を受け入れる事業

( 補助金の交付の要件 )

第5条 補助金の交付の要件は、別表補助要件の欄に定めるとおりとする。

( 補助金の交付を受けられることができる者 )

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる補助事業ごとに、当該各号に定める者とする。

(1) 第4条第1号に掲げる補助事業 次のアからオまでに掲げる医療機関その他東京都による新型コロナウイルス感染症患者等の入院に係る対応の要請の対象となる医療機関の開設者(国及び東京都を除く。)

ア 感染症指定医療機関(感染症法第6条第16項に規定する結核指定医療機関を除く。)

イ 東京都感染症診療協力医療機関

ウ 東京都感染症入院医療機関

エ 重点医療機関

オ 協力医療機関

(2) 第4条第2号に掲げる補助事業 当該補助事業を行う区内に存する病院又は診療所のうち、保健所が行政検査として実施する検査を受託して行う検査又は保険診療として実施するPCR検査の検体採取を行うことができるものの開設者(国及び東京都を除く。)

(3) 第4条第3号及び第4号に掲げる補助事業 当該補助事業を行う区内に存する病院又は診療所の開設者(国及び東京都を除く。)

(4) 第4条第5号に掲げる補助事業 次のアからウまでに掲げる医療機関及びウからカまでに掲げる施設の開設者(国及び東京都を除く。)

ア 第4条第1号の事業を実施する医療機関

イ 回復支援病院として東京都に登録のある医療機関

ウ 転院・転床受入施設として区に登録のある施設

エ 介護老人保健施設

オ 介護療養型医療施設

カ 介護老人福祉施設

2 前項(第1号に係る部分に限る。)に定めるもののほか、区内の確保病床(第4条第1号の規定により確保された病床をいう。以下同じ。)の数に鑑みて区長が前項第1号に掲げる者以外の者に対して補助をすることが特に必要であると認める場合は、第4条第1号の補助事業を行う区内に存する病院又は診療所のうち、前項第1号アからオまでに掲げる医療機関に該当しないものの設置者に対して、当該補助事業に係る補助金を交付することができる。

3 第1項(第4号に係る部分に限る)に定めるもののほか、区長が同項第4号に掲げる者以外の者に対して補助をすることが特に必要であると認める場合は、同号アからカまでに掲げる医療機関又は施設に該当しないものの設置者に対して、当該補助事業に係る補助金を交付することができる。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、補助事業の区分ごとに別表補助金の額の欄に定める額を合計した額とする。ただし、当該合計した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

( 補助金の交付申請 )

第8条 区長は、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)に区長が必要と認める書類を添付した世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を区長が別に定める日までに提出させるものとする。

2 区長は、第4条第5号に掲げる補助金の交付を受けようとする者に区長が必要と認める書類を添付した世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業転院・転床受入施設登録票(第2号様式)を区長が別に定める日までに提出させるものとする。

( 交付の決定及び通知 )

第9条 区長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは決定した内容を世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、補助金の不交付を決定したときはその旨を世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

( 補助事業の変更等の承認 )

第10条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助事業者が世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書(第5号様式)によりあらかじめその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認書(第6号様式)により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

( 事故報告 )

第11条 区長は、補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者がその状況を世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金補助事業事故報告書(第7号様式)により速やかに報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に対して書面により適切な指示をしなければならない。

( 状況報告 )

第12条 区長は、補助事業の実施状況を把握し、補助金の交付額を算定するため、次の各号に掲げる補助事業の実施の時期の区分ごとに、当該各号に定める日までに、補助事業者が世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金補助事業実施状況報告・実績報告書(第8号様式。以下「状況報告・実績報告書」という。)を提出させることにより報告させるものとする。

- (1) 令和4年4月1日から同年6月30日までの間に実施した補助事業 令和4年7月29日
  - (2) 令和4年7月1日から同年9月30日までの間に実施した補助事業 令和4年10月31日
  - (3) 令和4年10月1日から同年12月31日までの間に実施した補助事業 令和5年1月31日
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、補助事業者にやむを得ない事情があると認めるときは、状況報告・実績報告書を区長が別に定める日までに提出させるものとする。
- 3 区長は、第1項の規定による状況報告・実績報告書の提出があったときは、当該状況報告・実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

#### (実績報告)

- 第13条 区長は、補助金の交付の決定に係る期間が終了したとき又は補助事業を完了したとき(第10条第1項第2号の規定により補助事業を廃止したときを含む。)は、令和5年3月31日までに、補助事業者に状況報告・実績報告書により補助事業に係る実績を報告させなければならない。ただし、前条第1項各号に規定する期間中に補助事業を完了した補助事業者から同項の規定による報告を受けたときは、当該報告をもって補助事業に係る実績の報告があったものとみなす。
- 2 区長は、前項の規定による状況報告・実績報告書の提出があったときは、当該状況報告・実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

#### (是正のための措置)

- 第14条 区長は、第12条第3項又は前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対して世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金補助事業是正命令通知書(第9号様式)により当該補助事業につき補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合させるための処置をとるべきことを命じるものとする。
- 2 区長は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者はその結果を状況報告・実績報告書により報告させなければならない。

#### (補助金の交付額の決定)

- 第15条 区長は、状況報告・実績報告書の提出を受けた場合又は前条第2項の規定による報告を受けた場合において、その内容が決定内容等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金交付額確定通知書(第10号様式)により通知しなければならない。

- 2 区長は、次条第3項の規定により補助金を概算払としたときは、前項の規定による補助金の額の確定通知後、補助事業者に補助金を精算させなければならない。

(補助金の交付請求)

第16条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、区長が別に定める日までに、当該補助事業者に世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金交付請求書(第11号様式。以下「請求書」という。)を提出させるものとする。

- 2 区長は、請求書の提出があったときは、当該請求書の内容を審査し、適正と認められたときは、当該請求書を提出した補助事業者に確定した額の補助金を交付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、区長は、補助事業の円滑な遂行のため必要があると認められる補助金の交付については、世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)第86条第1項の規定による概算払とすることができる。

(交付の決定の取消し)

第17条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付を概算払で受けた場合において、補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。
  - 3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金交付決定取消通知書(第12号様式。次条において「取消通知書」という。)により当該補助事業者に速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を補助事業者に対して命じなければならない。

- 2 前項の規定は、区長が第10条の規定による補助事業の廃止の承認をした場合に準用する。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)に

つき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

- 2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

#### (違約加算金の計算)

第20条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとす。

- 2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

第21条 第19条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

#### (補助金の一時停止)

第22条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

#### (書類の保存)

第23条 区長は、補助事業者に、補助事業に係る経理について収支の状況を明らかにした書類を作成させるとともに、これらを当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

#### (委任)

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年8月24日から施行し、同年1月30日から適用する。

#### 附 則 (令和3年6月24日3世保福政第139号)

この要綱は、令和3年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和4年2月28日3世保福政第883号）

この要綱は、令和4年2月28日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則（令和4年6月24日4世保福政第191号）

この要綱は、令和4年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和4年9月14日4世保福政第470号）

この要綱は、令和4年9月14日から施行し、同年9月1日から適用する。

別表（第5条、第7条関係）

補助事業の 区分	補助要件	補助金の額
1 第4条 第1号に掲 げる事業	新型コロナウイルス感染症患者等 のみに使用させることができる病 床であること。	（1）区民が使用した確保病床1床1 日につき8,000円 （2）重症の区民が使用した確保病床 1床1日につき24,000円 （3）中等症 の区民が使用した確保 病床1床1日につき16,000円 （ただし、（1）から（3）の重複は 不可。）
2 第4条 第2号に掲 げる事業	（1）PCR検査（保健所が行政 検査として実施する検査を受託す るもの又は保険診療として実施す るものに限る。）の検体採取を実 施する機能を有するものであるこ と。 （2）次のアからウまでのい ずれかを満たすこと。 ア 区内で帰国者・接触者外来 を運営していること。 イ 発熱外来の診療を1日に3 時間以上かつ月に10日以上実施 し、発熱外来を実施していること をホームページ等で周知してい る、又は区のホームページに掲載 することに同意していること。 ウ 発熱、咳等の疑似症状を有 する患者に対して月4回以上の訪 問診療の実績があること。	（1）各月の初日から末日までの保険 診療として実施するPCR検査及び保 険診療として実施する抗原検査の数 （以下、「検査数」という。）の合計 が300件以上の場合 400,000円 （2）各月の初日から末日までの保険 診療として実施する検査数の合計が 200件から299件までの場合 300,000 円 （3）各月の初日から末日までの保険 診療として実施する検査数の合計が 100件から199件までの場合 200,000 円 （4）各月の初日から末日までの保険 診療として実施する検査数の合計が 100件未満の場合 100,000円
3 第4条 第3号に掲 げる事業	（1）施設の従業員又は入院患者 に新型コロナウイルス感染症患者 等が発生したことにより休診した ものであること。 （2）無床診療所においては第4	休診した1のラインごとに、休診した 日（予定されていた診察時間が3時間 以上である日に係るものに限る。）の 数に41,700円を乗じた額。ただし、当 該休診した日の数が、休業の原因とな



	<p>条第2号に掲げる事業を実施していること。</p> <p>(3) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に外来診療等を再開すること。</p>	<p>る新型コロナウイルス感染症患者等に係る健康観察期間の日数を超えるときは、当該健康観察期間の日数に41,700円を乗じた額とする。また、無床診療所においては1診療所を1ラインとし休業開始日より14日間中の診療予定日数を上限とする。</p>
4 第4条 第4号に掲げる事業	<p>(1) 施設の従業員又は入院患者に新型コロナウイルス感染症患者等が発生したことにより病床の使用を停止したものであること。</p> <p>(2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に病床の使用を再開すること。</p>	<p>使用を停止した病床1床につき、使用を停止した日の数に8,000円を乗じた額。ただし、当該使用を停止した日の数が、病床の使用の停止の原因となる新型コロナウイルス感染症患者等に係る健康観察期間の日数を超えるときは、使用を停止した病床1床につき当該健康観察期間の日数に8,000円を乗じた額とする。</p>
5 第4条 第5号に掲げる事業	<p>国の示す新型コロナウイルス感染症入院患者の退院基準を満たした翌日より3日以内に、新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院等（新型コロナウイルス感染症回復後患者が退院できない合理的な理由が存在する場合においては、同一病院内の転床を含む。）を行うこと。ただし、特別養護老人ホームにおいて受け入れる場合は、短期入所生活介護として受け入れた者に限る。</p>	<p>(1) 転院元医療機関（同一病院内の転床の場合を除く。）患者1名につき12,000円</p> <p>(2) 転院先施設等</p> <p>ア 同一病院内での転床を実施した場合、患者1名につき、1日8,000円（転床をした翌日より10日間まで）</p> <p>イ 区内入院受入医療機関より回復後患者の転院を受け入れた場合、患者1名につき、1日8,000円（転院をした翌日より20日間まで）</p> <p>ウ 区外入院受入医療機関より回復後患者である区民の転院を受け入れた場合、患者1名につき、1日8,000円（転院をした翌日より20日間まで）</p>